

## 令和5年度第1回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会 議事録

- 日 時 令和5年6月5日（月）午前11時から12時
- 会 場 府中市役所北庁舎3階第4会議室
- 出席者 （委員）  
有村委員、石川委員、片倉委員、鈴木委員、角南委員  
（事務局）  
酒井教育長、矢ヶ崎教育部長、隅田教育部副参事兼指導室長  
菅原教育支援担当主幹、濱田教育指導担当主幹、南學指導室長補佐、  
中尾指導主事、林指導主事、伊藤指導係長、安藤事務職員
- 傍聴者 1人
- 議 事
- 1 委嘱状交付
  - 2 教育長あいさつ
  - 3 委員紹介
  - 4 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の概要
  - 5 正副委員長選出
  - 6 諮問
  - 7 議題
    - (1) 委員会の運営方法について
      - ア 会議の公開について（傍聴希望への対応及び会議録の公開）
      - イ 委員会の開催予定について
    - (2) 府中市立学校のいじめの未然防止等のための対策の推進について
    - (3) その他

### 【配布資料】

- 資料1 府中市いじめ防止基本方針
- 資料2 府中市いじめ防止対策推進条例
- 資料3 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会規則
- 資料4 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿
- 資料5 府中市いじめ防止対策推進条例リーフレット
- 資料6 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の公開について（案）
- 資料7 府中市立小・中学校におけるいじめ防止等の現状と課題
- 参考1 市立小・中学校の児童生徒数一覧

## 【事務局】

委員の皆様お揃いでございますので、ただいまから令和5年度第1回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中本日の会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

私は事務局である教育部指導室長補佐の南學でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに事務局からのお願いでございますが、議事録の作成をスムーズに行うために会議中は録音をさせていただきます。

また本日1回目ということで記録用の写真も数枚撮影させていただきますので、あわせてご了承願います。

続きまして次第に沿って進めさせていただきますが、本日は委員会の初回ということで委員長が決定されるまでの間、事務局で代わりに進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は、出席委員数が過半数に達していることから有効に成立することをご報告させていただきます。

それでは、次第に移らせていただきます。次第の1委嘱状交付でございますが、委嘱状につきましては本来であれば、教育長から委員の皆様へ直接お渡しするところがございますが、皆様の机の上に置かせていただき、交付に代えさせていただきます。

次第の2、教育長挨拶に移らせていただきます。

会議の開催にあたりまして酒井教育長から、皆様にご挨拶を申し上げます。

## 【教育長】

皆様こんにちは。府中市教育委員会教育長の酒井でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。皆様には、公私ともに御多用の中、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会委員をお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。

さて、府中市は、府中市いじめ防止対策推進条例を令和5年4月に施行いたしました。本条例の規定に基づきまして、本日の府中市教育委員会いじめ問題対策委員会を設置したところでございます。

市教育委員会では、府中市、学校、保護者や地域住民、関係機関が一体となりまして、市立小中学校の子供たちを総がかりでいじめから守り、子供たちが安全な環境で、安心して学校生活を送ることを目指して、いじめ防止等のための取組の推進を図っているところでございます。

これまで各学校では、社会通念上のいじめだけではなく、学校が見逃しがちな軽微ないじめ、いわゆる法令上のいじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応を推進するなど、早期発見、そして全件対応、早期解消に努めてきました。

また、今般の若者の自死の増加を踏まえ、いじめ重大事態に至る前に、児童生徒にSOSを出す力、受け止める力を育成することに加え、子供の不安や悩みをキャッチできる教員の育成のため、大型連休や長期休業の前後等に、学校、家庭に向けて啓発資料を繰り返し提供しているところでございます。

さて、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行されました。これに伴い、学校の教育活動においてもウィズコロナとして、コロナ過前の取組に戻りつつあります。これまで以上に児童・生徒同士の直接的な関わりが増加いたします。人間関係や社会性を磨くチャンスでもありますが、一方、トラブルも発生しやすくなると思っています。

そのような中で、本市の子供たちが苦しむことがないように、改めて子供の状態を把握し、適切な支援が行われるよう、学校に対して指導助言をしているところです。

本日は、対策委員会に対しまして、後程お配りさせていただく事項について、諮問をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、2年間の任期の中で、教育委員会及び学校の取組状況や課題等を踏まえてご協議いただきまして、学校のいじめ問題への対応力の向上に資する答申をいただきたくお願いを申し上げます。

また、本対策委員会の所掌事項といたしまして、ただいま申しあげましたことに加えまして、いじめ防止対策推進法に規定をされております、重大事態が発生した場合に、調査をお願いすることとなっております。市立学校において重大事態が発生した場合には、原則として、まず学校において調査を行うこととなりますが、その後、市教育委員会の附属機関による調査が必要となった際には、本対策委員会にその役割を担っていただくこととなっております。これらにつきましても併せてよろしくごお願い申し上げたいと思います。

市教育委員会といたしましては、引き続き、全ての子供たちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめの問題の解決に向けて全力で取り組んでまいりますので、皆様方のお力添えを賜りますようお願いを申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 【事務局】

それでは続きまして次第の3、委員紹介です。

お手元に資料4、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿をお配りさせていただいております。恐れ入りますが資料4の名簿順に、各委員から自己紹介をお願いできればと思います。それでは最初に有村委員からお願いいたします。

(委員自己紹介)

### 【事務局】

皆様ありがとうございました。

なお、事務局の紹介につきましては、皆様のお手元に席次表をお配りさせていただいておりますので、資料の配付で代えさせていただきます。

続きまして次第の4、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の概要について事務局からご説明いたします。

まず、本市教育委員会におけるいじめ防止対策推進法施行後の取組でございますが、平成27年度に府中市いじめ防止基本方針を策定し、いじめ防止等に関する基本的な考え方や教育委員会及び学校における取組を整理し、いじめ対策の総合的な推進に取り組んでまいりました。

しかしながら、国のいじめ防止基本方針の改定や、いじめに係る重大事態が全国的に多発している状況等を踏まえ、いじめ対策の更なる充実を図るため、本日資料1としてお配りをしております、府中市いじめ防止基本方針を新たに策定いたしました。

また、いじめ問題に対しては教育委員会や学校だけでなく、市民や関係団体等においても理解を深め、社会総がかりで取り組んでいくことを示すため、資料2としてお配りしております府中市いじめ防止対策推進条例を本年3月に制定いたしました。

令和5年度は、条例施行の初年度ということで、資料5としてお配りをしておりますリーフレットを作成し、保護者の方々はもちろん、広く市民の方々へも周知しているところでございます。また、同リーフレットを使いまして小中学校の教職員につきましても周知を図っております。その中で、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員からの諮問に応じて審議答申を行う機関として本委員会を設置いたしました。

具体的な本市の取組等につきましては、後ほど議題の中でご説明させていただきますが、委員の皆様には、来年度末までの2年間で任期とし、本市のいじめの未然防止の取組として取り入れるべき視点や具体的な取組の提案など、様々なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくご願ひいたします。

続きまして次第の5、正副委員長選出に移らせていただきます。

資料3でお配りしております、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条におきまして、本委員会の委員長及び副委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様から本日この点につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

**【委員】**

先ほど委員の自己紹介もありましたが、初めてお会いするので、事務局で提案があればお聞かせいただいで、それを尊重させていただこうと思います。

**【事務局】**

ご意見ありがとうございます。

事務局の案といたしまして申しあげさせていただきますと、本市の教育委員を務められ、また東京都のいじめ問題対策委員会の委員長などの経験も有していらっしゃる有村委員を委員長に、また長年、いじめや不登校などに関して心的側面から実践を重ねていらっしゃる石川委員を副委員長にそれぞれ推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

**【事務局】**

ありがとうございます。それでは、委員長は有村委員に、副委員長は石川委員にお願いいたします。

委員長・副委員長にご就任いただく両委員から改めて一言ご挨拶をいただきたいと存じますので、はじめに有村委員長からお願いいたします。

(正副委員長あいさつ)

**【事務局】**

ありがとうございました。

それでは有村委員長につきましては委員長席へお移りくださいますようお願い申しあげます。また石川副委員長につきましては席札のみの表示とさせていただきます。

それでは続きまして次第の6、諮問でございます。

酒井教育長から有村委員長に諮問書の伝達をさせていただきます。  
委員の皆様にも諮問書の写しをお配りさせていただきます。

(諮問書伝達・写しの配付)

**【事務局】**

それではここから先の進行につきまして、有村委員長にお願いしたいと存じます。

**【委員長】**

委員長に就任いたしましたので、これより進めさせていただきます。

それでははじめに議題の1、委員会の運営方法についての1つ目、会議の公開について事務局より説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の公開につきましてご説明申し上げます。

資料6をご覧ください。

1の本会議の公開につきまして、附属機関等の会議は、府中市情報公開条例により、原則公開するものとされておりますが、例外規定も設けられております。このことから本委員会は原則公開とするものの、例外規定に定める内容が審議事項に含まれる場合は、その部分を非公開とするか、今回、本委員会において決定いただきたいと思います。

続いて2の傍聴希望への対応につきまして、

(1)会議開催の告知といたしまして、会議の開催にあたり、広報紙及び市教育委員会ホームページで会議日程及び傍聴について掲載いたします。

(2)傍聴人数の制限は会議室の広さを考慮し、10人以内を定員といたします。また、前日までの申し込みを原則といたします。

(3)傍聴者名簿への記入及び注意事項は記載の通りでございます。なお、こちらの諸注意につきましては、資料の裏面に記載をさせていただいております。

(4)会議資料の配布につきましては、傍聴者にも配布いたします。ただし、会議を非公開とする場合は、非公開とする範囲の資料の配布は行いません。3会議録の公開につきまして、会議終了後、要点記録による会議録を作成し、各委員が内容を確認した

後に、市政情報公開室、中央図書館及び市ホームページで一般の閲覧に供することとします。

以上、本委員会の公開に関する案として事務局から提案をさせていただきます。

**【委員長】**

ありがとうございました。

会議の公開について条例に基づいた対応していくということで提案がございました。皆さんの方から今の説明について、ご意見やご質問等ございますでしょうか。

**【委員】**

資料によると、原則公開で例外的に非公開という形になっており、非公開の中でおそらく大半を占めるのが(2)の不開示情報ということになるかと思いますが、例えばどのようなものがあるのでしょうか。プライバシーの問題がやはり大きいのでしょうか。

**【事務局】**

該当するものとしては、ご指摘のとおり、個人情報またそれを情報公開することによって、個人等を類推するおそれがある情報となります。

本日の委員会の議題には含まれていませんが、事例を含めてご説明する必要があるような場合、そのような場合につきましては、(2)に該当するとして非公開が適切だと考えております。

**【委員】**

そうしますと、例えば重大案件について概要をレポートしていただいたり、そのような際にはやはり特定される可能性があるということで、不開示情報に該当するということでしょうか。また、開示するかどうかもこの委員会で、都度決めていくということでしょうか。

**【事務局】**

お見込みのとおりです。

**【委員】**

そのような場合、傍聴者がいたら、外していただくことになるのでしょうか。

**【事務局】**

例えば前半までは入場許可し、後半、議題が変わったところで、こちらからは非公開というような扱いとします。

**【委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【委員長】**

ありがとうございます。質問のおかげで情報、状況が整理され、ありがたく思います。他に何かご質問やご意見はございますでしょうか。

それでは他に無いようですので、会議の公開につきましては事務局からの提案のとおりとし、本日の会議の傍聴希望者について、事務局から報告をお願いします。

**【事務局】**

本日の会議につきまして、事前に市ホームページや広報紙で募集を行いましたところ、1名の方から傍聴希望の申し出がございましたので、入場についてご審議いただければと存じます。

**【委員長】**

いかがでしょうか。1名の希望者があるということですが、事務局からの説明を踏まえ、可否についてご意見はありますか。もし異存なければ可ということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議がないということですので、入場を許可します。

(傍聴者入場)

**【委員長】**

傍聴者の方にも着席していただきましたので、議事を進めます。

委員会の開催予定について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

本委員会の開催予定についてご説明いたします。本委員会の諮問事項に対しての審議については、当初、年1回開催し、本市のいじめ問題の対策についてご意見をいただき、その内容を次年度の取組に反映していくといった流れを想定しておりました。

一方でいじめの未然防止の方策として、委員の皆様からご意見、ご提案いただくものの中には、すぐに取り込めるものもあるかと思われまます。そのようなものに対して、スピード感を持って取り組み、その結果を委員の皆様にご報告、そしてまた次の取組に反映していく、そのような短期間のサイクルも必要だと考えております。

このことから、委員の皆様には定期的な開催を年1回と、委員の依頼時にご説明させていただいておりましたが、本委員会が実効的な取組を推進するための場となるよう、年度で2回の開催すること、また今年度につきましては、11月頃に2回目を開催する方向で今後進めさせていただきたいと考えております。具体的な日時は本内容をご承認いただいた後、また改めて調整させていただきますが、本委員会の開催につきまして、ご理解賜りたくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

### 【委員長】

当初年1回ということを目定していたけれど、2回行うとして、11月ぐらいはいかがかという提案でした。このことについていかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということで本年11月ぐらにもう1回開催をするということで決定したいと思います。

それでは他に無いようでしたら、会議予定については了承いたしました。

続きまして、府中市のいじめ未然防止等に対する推進について事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

教育部指導室教育指導担当主幹の濱田でございますよろしくお願ひいたします。

資料7に基づきご説明いたします。

(資料説明)

### 【委員長】

現状等について、細かく教えていただきました。

事務局からの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いします。

### 【委員】

①のいじめの認知件数の説明について、全ての学校でいじめの認知が0件でないところを伺い、大変安心いたしました。皆さんご承知かと思いますが、今のいじめ防止対策推進法の定義だと、子供が苦痛を感じたらいじめと、教員の皆様は捉えて対応しなければならないというところで、だからこそ0件というのはあってはならないことだと思いますが、そこをきちんと把握して全件対応されているというところに非常に感心したとともに安心いたしました。

一方でちょっとわからないので教えていただきたいのですが、同じいじめ防止対策推進法の中に重大事態というのがあるわけですが、文部科学省の重大事態のガイドラインに沿いますと、いじめによって不登校かもという疑いがあった場合に、重大事態だと保護者等が言ってきた場合は、重大事態と扱わなければいけないようなガイドラインとなっていると思います。最後の方のご説明で、サポートルームを全校に設置ということですがけれども、この間、不登校による重大事態というものがなかったという理解でよろしいのでしょうか。

### 【事務局】

詳細は控えさせていただきますが、過去3年で3件の重大事態が発生しております。ただし、その中で命に関わるような重大事態は発生しておりません。

### 【委員】

今のお答えを聞いて、現状を理解しました。先ほどの認知件数に関してもですが、府中市は本当に丁寧に対応されているのだなと思います。

### 【委員長】

大事な指摘をいただきましてありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。

### 【副委員長】

3点ほどご質問させていただきます。

③の資料で、解消率のところをご説明いただいて、年度をまたぐことがあるので必ずしもこの数が解消率をそのまま反映しているものではないということをご説明いただきました。

質問ですが、これは定点で調査されていると思いますので、そうしますと、例えば令和2年は小学校だけ見ますと78%で、令和3年は73%ということで、やはり少し解消率が下がっているのかなという印象も受けます。それはすなわち全件対応されているということですので、いろいろな対応をされていると思うのですが、長期化するような困難事例が少し増えているのかなど、そのあたりがもしわかりましたら、教えてください。

また、⑤の資料ですが、どのように児童生徒が相談しているかというところで、学級担任に相談というのが少し、府中市は少ないような印象を受けます。逆に、保護者や家族等に相談という割合が、比較的、都の平均よりも高いのかなというふうに思いまして、保護者へ相談もよいのですが、学級担任に相談というのが比較的、都平均に比べれば少ないという点については、どのように分析されているのか、教えていただきたいです。

最後は、⑦と⑧の資料で、保護者への基本方針の周知の割合が低く、6月と11月を比較してもあまり伸びてないということをご説明いただきまして、なかなか難しいところかと思います。全教職員が保護者に対してというところで運用上の難しさがあるのかもしれないですね。

ですから逆に、どのようにしてこれを進めているのかというところが気になります。保護者会みたいなのところに各教室でやっているのか、あるいは全体会みたいなのところで校長先生等がご説明されているのかなど、どのようになさっているのかということ、教えていただければと思います。

以上3つです。お願いします。

#### 【委員長】

3つございました。事務局よりお願いします。

#### 【事務局】

まず解消率の件でございますが、大きな案件があるのかといったところでは、保護者同士で問題が複雑化しているというようなケースはございますが、こちらは学校と教育委員会の方で連携をしまして、どのように対応を進めていけばいいのか、そういったところを検討し、適切に対応できていると思っております。

また、次の学級担任の相談、⑤の資料になりますが、学級担任への相談が少ないというところについて、本市としても、担任のみならず相談しやすい先生に相談できるという体制を作っていくことが大事であるということから、今回、若干都平均に比べて少ないといったところは気になるところでございますが、その他の部分でしっかりとカバーをしていけるように対応を取ればと考えております。

また、最後の学校基本方針の保護者への周知でございますが、4月に校長会で、条例ができた旨のリーフレットを配布し、趣旨等の説明をいたしました。

そういったところで、必ず学年保護者会や全体の保護者会で説明をしていただくこと、または、学校のホームページを使って公表していただくということで周知を図っております。現時点で、学校から、保護者会で説明した等の報告を受けています。

以上でございます。

#### 【委員長】

他の視点で何かございますでしょうか。

#### 【委員】

令和3年の数字は出ているのですが、その頃からのコロナ禍の影響というのは、何か把握したり、学校で対策を取られたりしているのかどうかお聞きしたいです。

毎年大学生と大学院生の実習生を受けているのですが、昨年の実習の方たちは、かなり対人関係面や経験の面でいろいろ影響を受けていて、それをすごく実感したのですが、ましてや小学校・中学校の方たちの対人関係面の影響はあると思うので、何かその点について、調査されたり、いじめとの関係というのを見ていらっしゃるのかどうか伺えればと思います。

#### 【委員長】

とても大事な指摘をいただきありがとうございます。対人関係も同じでコロナ禍の影響があるかと思いますが、どなたかお答えいただけますか。

#### 【事務局】

具体的な調査を実施しているところではございませんが、やはりこのコロナ禍において、グループ活動ができない、または宿泊行事など、子供たちにとって一番人間関係が深められる学校行事がなくなっている、中止されているという、人間関係作りが十分にできていない3年間があります。そして、それが少しずつ緩和される中で、人

間関係を構築していかなければならない、そういったところで、やはり子供たちのこのギスギス感も含めて、なかなか人間関係を上手に作れないというところの不安、そして、こういったことがいじめに繋がっているケースが多いというふうに捉えております。

ですので、この令和元年、2年と減少傾向が起きているのはもしかすると人間関係の希薄さという部分によるところもあるのかもしれませんが、そういった具体的な調査をしておりませんので推測となりますが、お話をさせていただきました。

**【委員長】**

よろしいでしょうか。ありがとうございます。他にありますか。

**【副委員長】**

これはご質問というよりは感想ですけれども、先ほどの資料7と8のところに戻りますが、日頃の対策がやはり、なかなか難しいと思いました。6月と11月を比較し、例えば先ほどの保護者への基本方針の説明の割合がなかなか上がらないということでしたけれども、その項目というのは、例えばまず教職員の理解について、教職員の基本方針の理解という⑤や、あるいは②の対応方針の役割分担の協議など、こういったものが意外と6月時点ではあまり高くないのです。11月になると上がっているので、なるべく年度の早い時期に、まず教職員の共通理解を図って、いろいろ異動ともあるかと思しますので、その中でさらに保護者への対応をどうするかというのを考えていかないと、あっという間に年度末になりますので、その項目との関係があるのかなということ、ちょっと感じました。

保護者の方も自分の子供にいじめということがあまり関係ない場合には、温度差もあるかもしれないのですけれども、何か事が起きたときには、非常に、あの対応がどうなっているのか、どういう方針でやってきたのかということに関心を持たれますので、この②や⑤との関係でもご検討いただければなと思いました。

**【委員長】**

今の件で、事務局からは回答はございますか。はい、どうぞお願いいたします。

**【事務局】**

このようなご示唆がいただけると、やはり私達も課題として持っているところを、しっかりと背景をもって、学校に指導できるかなというふうに思います。なるべく、

やはり年度当初に理解をしていくこと、そして広めていくこと、対応していくということが重要だと思いますので、引き続き対応していきたいと思います。

またそのようなご意見をいただけると、今後学校に対していろんなことを指導していきますので、ぜひご指摘いただければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

**【委員長】**

年度当初の指導の大切さについて、ご指摘をいただきました。

他の委員の皆さんいかがでしょうか、何かありますか。

**【委員】**

資料7の⑦の⑮ですが、保護者への基本方針の周知、それから課題として挙げられていた、⑤教員1人1人のいじめ防止基本方針理解ということなのですが、これは私も読んでおり、もちろん書いてあることは理解できるのですが、非常に概括的な内容で、要するに早期発見をして、みんなで細やかに対応しましょうということが書いてあるものでございますが、⑮の数字が低いあるいは、教員の皆様の基本方針の理解というは、どういう形で抽出しているのか、よくわからないので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

**【事務局】**

こちらは1人1人の先生方にこの項目について回答してもらい、学校としてこういう割合になっています、そしてそれをまとめて市全体としての割合が出ております。校長先生、副校長先生が回答するものではなく、1人1人の先生方が回答した結果となっております。

**【委員】**

例えば過去に読んだことがありますかとか、この中の項目でこういうのがありますというような何かミニテストのようなものがあるのですか。

**【委員長】**

事務局よりお願いいたします。

**【事務局】**

指導主事の林と申します。

この項目と同じ内容で先生方にアンケートを取っていて、その結果を学校で集約したものを、市のほうに報告してもらい、取りまとめております。

**【委員】**

ではこれは理解されているかどうかということではなくて、項目ごとにこういったことを実施していますか、というような聞き方になるのでしょうか。

**【事務局】**

お見込みのとおりです。

**【委員】**

そういうことなのですね。そうすると、やはり細やかにその全部が埋まっているということはなかなか、難しいということなのですかね。わかりました。ありがとうございました。

**【委員長】**

私も2点ほどお伺いしたいです。

1点目は、各学校は国の方で法律ができてから、学校ごとのいじめ対策委員会や、いじめに対する会議をやっていると思うのですが、東京都の方針などでも年に何回やりなさいよというようなことを言われているわけですが、各学校で学校ごとのいじめ対策委員会について開かれているのかどうか、お伺いしたいです。

それから二つ目には、⑨の中でご指摘があった、イのところはいじめ防止対策、生徒本部役員や生徒会で、そういうことをやっているという、もし具体例があったらこんなことをやっていますというようなことを、教えていただきたいです。

**【事務局】**

まず、いじめ対策委員会ですが、必ず学校に設置をしております、いじめ認知とはまた別に、学年や学校等で共有しなければならない委員会として、週1回の学校もございますし、月に2、3回程度開いているところもありますし、しっかりと開催できております。

続いて、生徒会の取組ですが、いじめは許されない、許さない宣言というものを作ったり、ある学校におきましてはピンクシャツデーというものがございまして、道徳の教材で、カナダでピンクのシャツを着ていじめられたという例をもとに、生徒会の

発案で、ピンクのTシャツを着ていじめを許さないというアピールをしたような実施もごさいます。

また生活委員会等で、委員会の活動の中で、いじめを許さないといったところの取組を重点的に行ったといった学校もごさいます。

以上でごさいます。

### 【委員長】

ありがとうございます。いじめ対策委員会を各学校でやられていることは非常に嬉しく思っております。基本的にはやはり各学校の委員会がうまく機能してれば、先生方がどの学期あるいは時期においても、いじめの法や理解について、読んでないとかそういうことはほぼないのではないかというふうに、客観的に思います。ただ、なかなか実態としては、今学校の先生方の状況を見ると、法的な文書、そういうのを読むのが非常に難しいという実態もあるような気がします。その辺りをこれからどう改善していくかという点も、大きな議論をしていただけるとありがたいというふうに思ったところです。

また生徒会の取組もよくわかりました。

さて、本日少し議論しただけでも、いじめ防止対策に係るいろんな課題が出てきているように思います。その課題を、次回、11月ぐらいに開催されるということもありましたので、議論していただけるとありがたいなというふうに思っています。

最初にあった重大事態の取扱いの問題というのが過去にあったかどうかという問題も含め、重大事態案件がある場合の対応については一つ課題があるような気がします。

二つ目には学級担任の問題です。これは大きい問題ですので、分析をどうしているのか。学級担任のこの把握の問題については、生徒たちの学校生活の8割は授業時間なわけですから、普段の授業の取組であるとか、やっぱり授業がちゃんとわからない中にいじめの問題が沸騰してくるというのはあるような気がします。授業の充実関連の分析とか、そういうのが必要だと思います。大きな概念で言うと学級経営の問題ですね。数字的に府中市が把握しているかどうかわかりませんが、学級崩壊の件数がどれぐらいなのかとか、そういうことと、その先生たちの相談の件数との相関など、そういうのを考えると、非常にこれは根の深い、本質的な問題に切り込む材料になるんじゃないかというふうに思いました。

それから三つ目は保護者の問題です。これは非常に重要な問題で、やっぱり保護者との関係性というのが、いじめの未然防止や、もし何かあっても保護者がずっと理解

してくれるとか、そういう状況があるように思います。保護者も、いじめのことについては敏感に反応するというか、これは当たり前のことですので、保護者自身がやっぱり精神的な苦痛を覚えるということも考えられることですので、このあたりの分析も今後検討していきたいと思います。

それから、コロナ禍あるいは対人関係の問題です。これからさらにいろんな問題が出てくるだろうし、子供たちの学校とのグループ活動の問題ということもある気がします。特にコロナ渦で、中学などでは去年あたりから、中止になっていた修学旅行が再開できているということです。やはり、校長先生方にとっては、悩みの種のところもあるわけです。そういう意味では修学旅行などを中心として、子供たちの人間関係がどういうふうに拡大していくのかとか、それは良い展開をすればいいけれども、場合によってはいじめの温床になる可能性もあるという、そういう矛盾も含んでいるところがあります。対人関係の問題というのは議論したいところもたくさんあるなどというふうに思っております。

そういう視点を考えると、今日皆さん、初回でしたけれども教育委員会が用意していただいたこのデータを基にして、いろんな議論の角度が出てきたように思いますので、また取りまとめていただいて、11月のときに議論の材料としていただけるとありがたいなと思います。そしてまたこのデータを、ものすごく大事なデータですので、これがまた11月のときにどういうふうに変わっていったのかということをお示しいただいて、議論の素材にいただけるとありがたいというふうに思っております。

もっともっと議論したいところですけども、時間の関係もありますので、まずはここまでにさせていただきます。非常に多くの意見をいただいたことを感謝申しあげたいというふうに思っておりますし、事務局においては、次回へ反映していただければありがたいと思います。

それでは、その他について、事務局からご説明いただければと思っています。よろしく願いいたします。

#### 【事務局】

それでは、その他といたしまして、事務局から何点か報告をさせていただきたいと思いますが、今委員長におまとめいただく中で、今後11月に向けて本市でもすぐに取り組めることはないかとも考えており、委員の皆様から他の自治体の事例をご紹介いただき、府中市でも考えてみたらどうかというものをご紹介いただけますと、大変ありがたく、誠に勝手ながらお聞かせいただきたく思います。

**【委員長】**

非常に良い提案をいただきました。もし皆さんが様々な場面で他の自治体と関わっている中での、事例や取組などについて紹介していただくとありがたいということです。もしあれば挙げていただくと、ありがたいのですが、いかがでしょうか？もしよろしければ、順に聞いてよろしいでしょうか。

**【事務局】**

急なお願いで申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

**【委員】**

私が知っていることは、各学校で全生徒がいじめについていろいろ討議をし、その結果を全学校の代表が集まって全体の討議をして、その結果を各学校に戻すということを毎年繰り返し実施していると聞いたことがあります。小学校の場合は全学年になるのか高学年になるのかは、各学校の考えで行っているようです。

**【委員長】**

子供たちによる話し合いなどに、取り組んでいる状況があるということですね、良いケースをいただきまして、ありがとうございます。

**【副委員長】**

子供たちの取組とすれば、生徒会の各学校代表が集まって子供サミットをやったりとか、そういう自治体もあります。あとは逆に、府中市が始めている⑨で拝見した、学校生活アンケートにタブレット端末を利用しているという事例、これはすごく関心が実はあるのですが、これをどのように運用して、子供にフィードバックしているのかなど。例えば毎月やったら毎月フィードバックしなきゃいけないのですが、なかなか大変なことだと思います。

この辺の運用などをどうなさっているのか、逆にお聞きしたいです。確か東京都の都立高校でやはりスマホなどを使って、生活アンケートを取るというのを試行的に一昨年からやって、去年に本格実施したのだと思うのですが、そういったものも、一方であまりにも頻回になってくると、子供たちも何か機械的につけてしまったりとか、そういう問題は多少あるわけです。この辺をちょっとリサーチしていただいて、どん

なふうに役立って何に繋がっているのかというあたりが見えてくると、すごく何かの可能性を感じるなというふうに思いました。以上です。

#### 【委員長】

生活アンケートの運用の実態ですね、そういうことを考えたいということでした。はい、どうぞ。

#### 【委員】

もうお2人が言われた内容と重なることが多いのですが、生徒たちが取り組むというのは各学校のサミット、全市を挙げて全校挙げてやったり、各学校で生徒会でなど、先に言われたようなのもあると思います。逆に弁護士に限らずですけれども、いじめの予防授業を、私は弁護士会に所属してやっています。いじめが実は人権侵害に当たること、しかもそれは被害を受けただけでなくって加害側の子も別のところで自分の権利が損なわれていることによって生じてしまうところがある、といった、いじめの予防事業をやっているのですけれども、そういうのも1年に1回、1時間行って話したからといってそれが一気に何か変わるということではないのかもしれないけれども、そういうことも参考になるのではないかなと思います。

あともう1つは、これは具体的な取組というのではないのですが、先ほどもありましたけれども、困難事例になるのは保護者同士が対立してしまっていて、先生もどうしていいかわからない、子供が置き去りになってしまっているというところで生じてしまっているのをたくさん見てまいりました。具体的な対策というわけではないのですが、いじめ撲滅とかいじめ防止、未然防止ということに先生たちがあまりに力を注ぎすぎると、そういう視点で親御さんに説明してしまい、ちょっとでも何かあると、その親御さんは自分のお子さんのことを考え、相手を加害者化してしまっていてすごく対立が深まるということがあります。どうか先生方におかれては、いじめ防止法の定義にあたるいじめの中には幅があり、子供が育っていく上でぶつかりあって、何々ちゃんに何か言われた、それが嫌な気持ちになったのだからいじめにカウントされるのだけれども、嫌な気持ちになったときその後どうやって仲直りしていこうかという、子供の成長発達の過程、人間関係を築くためにですね、必要な部分もあるのだということを、きっと誰よりも現場の教員の方々はわかってらっしゃると思うので、そこを堂々と親御さんたちにご説明するときに言っただけいたらと思います。

継続的で、傷つけて複数で1人を追い込んでしまうようないじめは防止しなければならないけれども、1対1の結果かなと先生が思ってしまうようなものも、あの定義

に当てはまってしまうところがあります。そこにも全件対応されてるからこそ素晴らしいのですが、親御さんたちはいじめに当たると言ったら立腹されてしまう方もいるので、そういった親御さんたちの誤解を招かないように、先生方におかれても難しい説明になると思うのですが、子供の育ちに必要なフリクション、子供同士の摩擦というのもあるのだということを、どうか説明していただけたらと思います。ちょっと具体的な方策ではなくて恐縮なのですが、以上です。

#### 【委員長】

ありがとうございます非常に大事な指摘をいただきました。  
どうぞ。

#### 【委員】

私はほかの先生方と違って、いじめの専門というわけじゃないのですが、いじめの関係でいうと、何年か前にSNSといじめというテーマで、小学校だと思いますが、セーフティ教室をやらせていただいたことがあります、そのときはセーフティ教室で1時間講義をし、そしてこのぐらいの大きさの部屋に保護者の方、希望者の方を募って、また質疑応答なんかもした覚えがあって、非常に関心を持って取り組んでくださっていました。それが継続できているかどうかは別として、人権擁護委員でもそのような講師派遣であるというのは定期的にやっておりました。また、それからいじめに直結するものとして学校に設置してあるSOSミニレターがあります。あちらの活動もやっており、別の委員の方が、今必死に書いて返事をしているのですが、相当大変と聞いています。そのあたりの実態を聞いて、SOSミニレターのやり取り、それがその後どう繋がっていくのかなど、今後勉強していつてみようかなと思っています。

ですので、今この場で何か次回に向けての課題ということでは出てきませんが、アンテナは張っておきますので、この間、何かございましたら事務局に連絡しますのでよろしくお願いします。

#### 【委員長】

ありがとうございます。皆さんから今非常に良い指摘もいただきましたし、生活アンケートの問題や学校で話しあう問題、授業の問題とか、今ご指摘いただいたその定義に対する考え方ですね、やっぱり学校の先生たちが誤解とまでいかななくても、ちょっと深く考えられていないところがあって、子供を目の前にしている先生である教師であれば、やっぱり発達や成長を祈らない教師はいないわけですね。その点にスポッ

トを当てると、子供たちがいろんなトラブルとか切磋琢磨だとか、時には喧嘩、一対一の喧嘩とか、そういうことも起こりえて、それが成長になるってことは重々わかっている部分があるんだけど、それをあえてもうその時点で駄目ですよとしてしまって、せっかくの成長の機会を摘んでしまうという、そういう矛盾点みたいなことを、今委員からご指摘されたと思います。

これは1回、どこかでやはりきちっと議論したいなというふうに私も思っていて、すごく大事な指摘だと思いますので、それが法に定めた定義の問題の理解にもなるし、いじめ問題を考える一つの基本になる気がします。

何かあったらいじめ、ということで、うちの子は今日いじめられたそうですというような、そんな電話一本が怖くて、先生たちを抑えてしまうという、そういうことがあるかもしれないという気がしますね。

そのあたりは非常に難しい問題があるのだけれども、せっかくこうやって専門家の皆さんがいらっしゃいますので、そのあたりを考えていきたいというふうに思っています。

良い問題、指摘をいただきました。ありがとうございます。このようなところで事務局もよろしいでしょうか。

#### 【事務局】

急なお願いでございましたが、様々なご意見ありがとうございました。

それでは、次第のその他の連絡事項として、事務局からのご連絡です。本日事務局にご提出をお願いしておりました書類につきましては、会議終了後にいただければと思います。また次回の日程につきましては、改めて調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

#### 【委員長】

ありがとうございます。

委員の皆様から最後何か他にご質問や、申し述べたいことはございますでしょうか。それでは無いようでございますので、これで令和5年度第1回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会を終了したいと思います。

11月ぐらいにまた第2回を開催するということになりますので、よろしくお願いいたします。

今日は最初の回にも関わらず、非常に活発な議論ができたことを感謝申し上げます。拙い司会でしたけれども、皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。これで終了いたします。

以上